**○内閣府令第九十五号**

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十六条の六第一項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （控除すべき固定資産等）<br>**第百七十七条**　［略］<br>2　前項第一号の固定資産のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。<br>一　金融商品取引業者が自己の債務の担保に供した建物　当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額のうちいずれか少ない額<br>二　金融商品取引業者が自己の債務の担保に供した土地　当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額のうちいずれか少ない額<br>三　リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるものを除く。）に係る使用権資産（対応する原資産が有形固定資産である場合に限る。）　当該リースに係るリース負債の額又は当該使用権資産の額のうちいずれか少ない額<br>3　前項第一号及び第二号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっている全ての資産について評価額の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。<br>［4～7　略］<br>8　前各項に規定するもののほか、第二項第一号及び第二号、第三項並びに第五項各号の評価額の計算その他控除資産の額の算出に関し必要な事項は、金融庁長官が定める。 | （控除すべき固定資産等）<br>**第百七十七条**　［同上］<br>2　前項第一号の固定資産のうち、金融商品取引業者が自己の債務の担保に供したものであって、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。<br>一　建物　当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額のうちいずれか少ない額<br>二　土地　当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額のうちいずれか少ない額<br>［号を加える。］<br>3　前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっている全ての資産について評価額の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。<br>［4～7　同上］<br>8　前各項に規定するもののほか、第二項各号、第三項及び第五項各号の評価額の計算その他控除資産の額の算出に関し必要な事項は、金融庁長官が定める。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この府令は、公布の日から施行する。

# 復興庁令

**○復興庁令第六号**

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）及び防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第三百五号）の施行に伴い、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗